

鳥取県告示第471号

鳥取市福部町高江131安田豊実ほか21人が共同して行う土地改良事業に係る高江地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月29日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤明彦

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成24年6月29日から同年7月19日まで
- 縦覧に供する場所
鳥取市役所及び鳥取市福部町総合支所
- 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に鳥取県東部総合事務所長に申し出ること。